

選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める会長声明

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫婦同姓を義務づけている。したがって、現行の法制度下では、婚姻しようとするカップルはいずれか一方の姓を他方の姓に変更しなければならない。このため、「自分の姓に思い入れがある。」、「これまで積み上げてきたキャリアが途切れてしまう。」などの理由によって姓の変更に抵抗があるとしても姓の変更を受け入れるか、婚姻それ自体を諦めるかという過酷な選択を迫られてしまう。

姓（氏）と名とが一体となった氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成する」ものである（1988（昭和63）年2月16日最高裁判決）。姓の変更を強制されない自由もまた、人格権の重要な一内容として憲法13条によって保障されている。民法750条は、婚姻に際し姓の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法13条に反する。

また、同姓の夫婦となるか、別姓の夫婦となるかは個々人の人生観に関わる「信条」の問題である（憲法14条1項）。現行の法制度下では、夫婦別姓を希望する人は信条を曲げなければ婚姻できず、その法的効果も享受できない。このような差別的取扱いは合理的根拠に基づくものとは言えず、民法750条は、憲法14条の「法の下での平等」にも反する。

さらに、憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」として、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の平等を定めている。それにもかかわらず、民法750条は、婚姻成立のために「姓の変更」という両性の合意以外の要件を不当に加重しており、姓の変更に抵抗を感じる当事者に過度の犠牲を強いている。そして、現行制度の下では、婚姻によって姓を変えるのは女性が圧倒的に多く、全体の約95%を占めている実態がある。これは、民法750条が、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪っていることを示している。同条は憲法24条にも反する。

これに対し、旧姓を通称として使用する、いわゆる「通称使用」が広がることで改姓の不利益は緩和されるとの意見もみられる。しかしながら、通称名と戸籍名の使い分けは煩雑であり、むしろ混乱を招くことも多く、海外渡航時の本人確認、金融機関との取引における弊害も指摘されている。上記のとおり、民法750条によ

る夫婦同姓の義務づけは憲法に反するものであり、対症療法的な対応では人権侵害の解消にはつながらない。

2024（令和6）年10月29日、我が国は、国連女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別姓を可能にする法整備を行うよう勧告を受けた。実に4度目の勧告である。国際人権（自由権）規約委員会からも、民法750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明されている。国際的に見ても婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は我が国だけである。

法制審議会は、1996（平成8）年に、「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、選択的夫婦別姓制度の導入を答申している。法制審議会の答申から約30年が経つにもかかわらず、国会は夫婦同姓を強いる民法750条の規定を放置してきた。この間、公益社団法人経済同友会が「選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望」（2024（令和6）年3月8日）を、一般社団法人日本経済団体連合会が「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」（同年6月18日）を相次いで発表した。また数多くの地方議会において、国に対して選択的夫婦別姓制度の導入や議論の促進を求める意見書が次々と採択されている。各種世論調査の結果を見ても、選択的夫婦別姓制度に賛成の割合が過半数を超える状況にあり、同制度の導入を求める世論はかつてないほど高まっている。

当会では、2015（平成27）年12月24日に「夫婦同姓の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明」を発表し、民法750条の規定を改正するよう求めたところであるが、改めて国に対し、同規定を直ちに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く求めるものである。

2024（令和6）年11月7日

釧路弁護士会

会長 佐々木 涼 太